

# 法律で 野外焼却は禁止されています

野外焼却(野焼き)による廃棄物の焼却は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』によって**禁止**されています。  
法律に違反した場合…

**5年**以下の**懲役**又は  
**1,000万円**以下の**罰金**

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2 違反

が科せられます。



こんな焼却は**違法**です



**×**ドラム缶等を使用した焼却

**×**少量でも苦情につながる焼却

野焼きは燃焼温度が低いため、ダイオキシン類などの**猛毒の有害物質**が発生し、周辺の環境に悪影響となります。  
生活環境・自然環境の保護のためご理解・ご協力をお願いします。

※一部、禁止の例外もあります。詳しくは裏面をご確認ください。

## ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日）

（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

## 第五章 罰則

第二十五条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（略）

十五 [第十六条の二](#)の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

### 例外となる焼却の例

#### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年九月二十三日）

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第十四条 [法第十六条の二第三号](#)の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

- 一 河川管理者が河川管理のために伐採した草木等の焼却、海岸管理者が海岸管理のために回収した漂着物等の焼却など
- 二 災害時や災害復旧時の木くず等の焼却、凍霜害防止のための稲わら等の焼却、火災予防訓練時の模擬火災等の焼却、道路管理者が道路管理のために剪定した草木等の焼却など
- 三 どんど焼きや地域の行事における不用となった門松やしめ縄等却、お焚き上げにおける不用となったお守りや人形等の焼却、寺院における不用となった塔婆等の焼却など
- 四 農業者が農地管理又は害虫駆除のために行う稲わらや農作物残さの焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物や流木等の焼却など  
（注）造園業や植木屋等は、農業や林業に含みません。  
（稲わらや農作物残さの焼却とともに、庭木や刈草、家庭ごみを焼却してはいけません。）
- 五 風呂焚きや暖をとるための薪の焼却、バーベキュー、キャンプファイヤーなど  
（一般家庭の可燃ごみであっても生ごみ、紙類、プラスチック、ビニール等を焼却してはいけません。）

以上のような例外的な焼却であっても、苦情・相談が発生した場合は、町から注意喚起を行う場合があります。